

○愛知工業大学障がい学生修学支援に関する基本指針（ガイドライン）

愛知工業大学（以下「本学」という。）は、障がいのある学生に関わる修学支援について次のとおり基本指針（以下、本指針）を定める。

1. 指針の趣旨

本学は、障がいのある学生（学部または研究科の学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生を含む。）が健常の学生と同等の機会のもとで学生生活を送れるように修学支援を行うことに積極的に取組むものとする。

2. 本学の取組

（1）本学に在籍する障がいのある学生が健常な学生と同等の機会のもとで、学生生活を送れるよう、修学支援を行うものとする。

（2）学長は、本指針の趣旨を達成し、効果的な修学支援を遂行するため必要な措置等を講ずるよう努めることとする。

（3）修学支援内容の判断が困難な場合には、障害者基本法に定める「合理的配慮」並びに文部科学省が定める基準、取扱いを参考とする。

（4）障がいのある学生に対する修学支援は、学生本人からの要請に基づき行うものとする。

3. 見直し・改定

この指針は、運用の状況を見て必要が生じた場合には柔軟に見直し、改定を行うものとする。